

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2012～2016

課題番号：24530019

研究課題名（和文）情報公開法制の改革の在り方に関する研究

研究課題名（英文）Study on reform of information disclosure legal systems

研究代表者

宇賀 克也（Uga, Katsuya）

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：90114397

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,000,000円

研究成果の概要（和文）：情報公開制度については、開示請求をまって受動的に開示する仕組みにとどまらず（第1段階）、開示請求を待たずに能動的に情報提供を行うことが重要であり（第2段階）、オバマ政権の「開かれた政府」政策等を参考に、情報提供の在り方について検討した。そして、透明性の確保や説明責任を確保するための情報提供を超えて、提供された情報が民間で有効に活用され、それにより公共サービスが改善されたり、新産業が創出されたりするオープンデータ政策（第3段階）こそ、わが国が目指すべき目標であり、そのためには、単に情報を提供することにとどまらず、機械可読なデータ形式で、かつ、オープンライセンスで提供することが重要である。

研究成果の概要（英文）：For information disclosure, the first stage is to disclose information to respond to the request under freedom of information laws. The second stage is to publish information proactively. 'Open Government' policy under Obama administration is a good example. The third stage, 'open data' policy lays stress on utilization of information after citizens or companies receive it. Namely, open data should be utilized to improve public service or create new industry. That must be the goal of our country and for that purpose, data must be published in machine-readable format and under open license systems.

研究分野：行政法

キーワード：情報公開 情報開示 情報提供 オープンデータ

1. 研究開始当初の背景

1999年に行政機関情報公開法が全面施行され、2001年4月1日に全面施行された。したがって、行政機関情報公開法の全面施行から10年以上が経過したことになる。そして、2011年の通常国会に、情報公開法を多岐にわたり改正する重要な改正案が提出され、当時、継続審査中であった。また、アメリカでは、オバマ政権の下で、「開かれた政府」戦略が強力に推し進められていた。

また、先進国では、オープンデータ政策が強力に推進されていた。

2. 研究の目的

情報開示請求を受けて受動的に開示する情報開示請求制度の充実も重要であるが、開示請求を待たずに能動的に情報を提供する情報提供制度の大幅な拡充が重要である。さらに、単に情報を国民に提供することにより、政府活動の透明性を向上させ、説明責任を確保するのみならず、国民が利用しやすいかたちで提供することが肝要である。したがって、オープンデータ政策の推進を目指し、そのために必要な法制度上の論点を研究し、具体的な改善方を提言することを目的とする。

3. 研究の方法

第1に比較法的研究を行った。アメリカの「開かれた政府」戦略については、文献およびウェブサイトにより情報を収集し分析した。また、カナダ、欧州諸国、オセアニア諸国等のオープンデータ政策についても、文献およびウェブサイトにより情報を収集し分析した。また、マイナンバー法に基づくマイナポータルはプッシュ型情報提供をその機能の1つとすることが予定されており、情報提供を推進する重要なツールとなりうることから、できる限り文献を収集して研究を行った。オープンデータ政策についても、国内の文献およびウェブサイトによる研究を行った。

4. 研究成果

アメリカの「開かれた政府」戦略の理念は、透明性、参加、協働にまとめることができる。透明性の理念とは、政府活動に関する情報を市民に公開し、説明責任を果たすことであり、政府の歳出情報を市民に分かりやすく公開するために、Recovery. gov., Spending gov. IT usaspending. Gov.のようなウェブサイトのほか、FOIAの年次報告書等、極めて多様な行政分野でインターネットによる情報提供が行われている。参加の理念は、民主主義の強化を志向するとともに、政府の外から広範な情報を積極的に収集することにより、最善の情報に基づく政策決定をすること、換言すればevidence-based policymakingを行うことも主眼としている。

協働の理念は、政府の行政機関間、職員間

の協働も意味するが、政府と市民の協働に主眼が置かれている。

政府活動に対する情報を市民に公開し、説明責任を果たすためには、情報提供政策の拡充が重要であるが、提供された情報を国民が活用して、公共サービスを改善する方策を提言したり、新産業を創出したりするためには、行政機関非識別加工情報も含めて、提供されるデータの量的拡大が必要なことはいまでもないが、それにとどまらず、2次利用が容易なデータ形式で提供すること、さらに、加工・頒布が容易なライセンス方式で提供することが肝要である。我が国のオープンデータ政策の下では、なお、PDFによる提供が多く、2次利用という面での配慮が不十分である。改ざんを防止する対策を講じつつ、利用の容易なデータ形式で、かつ、オープンライセンスで提供する必要がある。国においては、「政府標準利用規約（第2.0版）」において、クリエイティブコモンズ・ライセンスと互換性のあるライセンス形式を標準とすることになり、また、地方公共団体においては、クリエイティブコモンズ・ライセンスを利用している場合が多いが、なお、制限的なライセンス形式がとられている例もあり、改善が必要である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 37 件）

- ① 宇賀克也、「オープンデータの法制度の課題」および「リスク社会と行政訴訟」、行政法研究、査読無、16号、2016、pp. 92-101
- ② 宇賀克也、「サイバーセキュリティ基本法、季報情報公開・個人情報保護」、査読無、62号、2016、pp. 53-71
- ③ 宇賀克也、「オープンデータ政策の展開と課題」、季報情報公開・個人情報保護、査読無、63号、2016、pp. 58-79
- ④ 宇賀克也、「番号制度導入の意義と実務上の留意点」、自治実務セミナー、査読無、644号、2016、pp. 2-8
- ⑤ 宇賀克也、「行政機関個人情報保護法改正の意義と地方公共団体の課題」、自治実務セミナー、査読無、653号、2016、pp. 2-6
- ⑥ 宇賀克也、「行政機関個人情報保護法および独立行政法人等個人情報保護法の改正」、季報情報公開・個人情報保護、査読無、61号、2016、pp. 65-84
- ⑦ 宇賀克也、「情報公開の国際的動向（2015年）」、季報情報公開・個人情報保護、査読無、61号、2016、pp. 85-89
- ⑧ 宇賀克也＝藤原静雄＝山本和徳、「鼎談 個人情報保護法改正の意義と課題」、行政法研究、査読無、2016、pp. 1-41
- ⑨ 宇賀克也、「個人情報保護法の改正について（2）」、季報情報公開・個人情報保護、査読無、60号、2016、pp. 49-64

- ⑩ 宇賀克也、個人情報保護法の改正について(1)、季報情報公開・個人情報保護、査読無、59号、2015、pp.47-61
- ⑪ 宇賀克也、個人情報保護法改正案について(2)、季報情報公開・個人情報保護、査読無、58号、2015、pp.39-51
- ⑫ 宇賀克也、個人情報保護法改正案について(1)、季報情報公開・個人情報保護、査読無、57号、2015、pp.49-57
- ⑬ 宇賀克也、個人情報保護法・マイナンバー法改正の意義と課題[座談会]、ジュリスト、査読無、2015号、2015、pp.14-29
- ⑭ 宇賀克也、情報公開の国際的動向(2014年)、季報情報公開・個人情報保護、査読無、56号、2015、pp.52-57
- ⑮ 宇賀克也、個人情報保護法およびマイナンバー法(番号法)の改正、金融法務事情、査読無、2030号、2015、p.1
- ⑯ 宇賀克也、刑事確定訴訟記録法に基づく閲覧不許可処分の適法性(3)、自治実務セミナー、査読無、53巻3号、2014、pp.40-42
- ⑰ 宇賀克也、刑事確定訴訟記録法に基づく閲覧不許可処分の適法性(2)、自治実務セミナー、査読無、53巻2号、2014、pp.38-42
- ⑱ 宇賀克也、刑事確定訴訟記録法に基づく閲覧不許可処分の適法性(1)、自治実務セミナー、査読無、53巻1号、2014、pp.38-40
- ⑲ 宇賀克也、基幹統計調査に係る文書提出命令(3)、自治実務セミナー、査読無、53巻6号、2014、pp.42-47
- ⑳ 宇賀克也、基幹統計調査に係る文書提出命令(2)、自治実務セミナー、査読無、53巻4号、2014、pp.44-47
- ㉑ 宇賀克也、基幹統計調査に係る文書提出命令(1)、自治実務セミナー、査読無、53巻14、2014、pp.44-47
- ㉒ 宇賀克也、情報公開の国際的動向(2013年)、季報情報公開・個人情報保護、査読無、53号、2014、pp.41-44
- ㉓ 宇賀克也、医療と個人情報保護、日本臨床麻酔学会誌、査読有、34巻7号、2014、pp.954-960
- ㉔ 宇賀克也、防災行政における個人情報の利用と保護、季報情報公開・個人情報保護、査読無、52号、2014、pp.33-49
- ㉕ 宇賀克也、特定個人情報保護評価と既存の制度との関係、季報情報公開・個人情報保護、査読無、54号、2014、pp.51-54
- ㉖ 宇賀克也、パーソナルデータの利活用における制度改正大綱について、季報情報公開・個人情報保護、査読無、55号、2014、pp.64-73
- ㉗ 宇賀克也、医療情報の保護と利用、季報情報公開・個人情報保護、査読無、51号、2013、pp.55-63
- ㉘ 宇賀克也、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律(いわゆる「番号法」)」について(2)、自治研究、査読無、89巻10号、2013、pp.3-25

- ㉙ 宇賀克也、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆる「番号法」)」について(1)、自治研究、査読無、89巻9号、2013、pp.3-23
- ⑳ 宇賀克也、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」への地方公共団体への対応、季報情報公開・個人情報保護、査読無、50号、2013、pp.66-77
- ㉑ 宇賀克也、特定個人情報保護委員会について、季報情報公開・個人情報保護、49号、2013、pp.67-82
- ㉒ 宇賀克也、情報公開・個人情報保護に係る最近の裁判例の動向(2)、季報情報公開・個人情報保護、48号、2013、pp.56-66
- ㉓ 宇賀克也、沖縄ヘリ墜落事件—情報公開訴訟におけるインカメラ審理、論究ジュリスト、査読無、3号、2012、pp.19-25
- ㉔ 宇賀克也、情報公開訴訟におけるヴォーン・インデックスとインカメラ審理、季報情報公開・個人情報保護、査読無、46号、2012、pp.77-89
- ㉕ 宇賀克也、情報公開・個人情報保護に係る最近の裁判例の動向(1)、季報情報公開・個人情報保護、47号、2012、pp.73-85
- ㉖ 宇賀克也、情報公開の国際的動向(2012年)、季報情報公開・個人情報保護、査読無、48号、2012、pp.67-69
- ㉗ 宇賀克也、情報公開の国際的動向(2011年)、季報情報公開・個人情報保護、査読無、45号、2012、pp.75-78

[学会発表] (計2件)

- ① 宇賀克也、医療と個人情報保護、第20回日本麻酔・医事法制(リスクマネジメント)研究会特別講演、2013年11月3日、石川県立音楽堂 邦楽ホール(石川県金沢市)
- ② 宇賀克也、マイナンバー法について、会計検査院テクニカルセミナー(招待講演)、2016年06月21日、会計検査院(東京都千代田区)

[図書] (計18件)

- ① 宇賀克也、有斐閣、新・情報公開法の逐条解説[第6版]、2014、296
- ② 宇賀克也、水町雅子、梅田健史、第一法規、完全対応 自治体職員のための番号法解説、2013、316
- ③ 宇賀克也、有斐閣、番号法の逐条解説、2014、348
- ④ 宇賀克也、学陽書房、行政手続三法の解説、2014、329
- ⑤ 宇賀克也、水町雅子、梅田健史、第一法

- 規、施行令完全対応 自治体職員のための
の番号法解説（実務編）、2014、376
- ⑥ 宇賀克也、新日本法規、Q&A 新しい行政
不服審査法の解説、2014、387
- ⑦ 宇賀克也、有斐閣、行政不服審査法の逐
条解説、2015、352
- ⑧ 宇賀克也、学陽書房、行政手続三法の解
説[第1次改訂版]、2015、336
- ⑨ 宇賀克也、第一法規、逐条解説 公文書
等の管理に関する法律[第3版]2015、392
- ⑩ 宇賀克也、水町雅子、梅田健史、第一法
規、施行令完全対応 自治体職員のため
の番号法解説（制度編）、2014、318
- ⑪ 宇賀克也、水町雅子、磯村建、日本法令、
論点解説 マイナンバー法と企業実務、
2015、475
- ⑫ 宇賀克也監修、水町雅子著、第一法規、
完全対応 特定個人情報保護のための番
号法解説-プライバシー影響評価（PIA）
のすべて、2015、372
- ⑬ 宇賀克也、有斐閣、新・情報公開法の逐
条解説[第7版]、2016、338
- ⑭ 宇賀克也、有斐閣、番号法の逐条解説（第
2版）、2016、404
- ⑮ 宇賀克也、有斐閣、個人情報保護法の逐
条解説（第5版）、2016、766
- ⑯ 宇賀克也監修、高野祥一、荻田元洋、富
山由衣、上村友和、白戸謙一著、自治体
職員のための番号法解説（実例編）、2015、
421
- ⑰ 宇賀克也、弘文堂、解説行政不服審査法
関連三法解説、2015、282
- ⑱ 宇賀克也、有斐閣、行政不服審査法の逐
条解説[第2版]、2017、385

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宇賀 克也 (UGA, Katsuya)
東京大学・大学院法学政治学研究所・教授
研究者番号：90114397

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()